

# 検疫所における検疫業務について

厚生労働省

# 検疫法の目的等について

## 検疫法の目的

- 検疫法は、国内に常在しない感染症の病原体が航空機等を介して国内に侵入することを水際で防止することを目的としている。
- また、この検疫法に基づく業務を担う機関として、検疫所が設置されている。

## 検疫所の業務について

- 1 検疫業務**  
海外で流行する検疫感染症や国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入と蔓延を防止するために、「検疫法」に基づき外国から来航する船舶や航空機及びその乗客、乗組員に対して、**問診、停留、隔離などの検疫を実施。**
- 2 予防接種等の業務**  
申請により海外渡航者に対する黄熱等の予防接種や、国際航行する船舶の求めに応じ「船舶衛生管理にかかる検査」を実施。
- 3 感染症情報の収集及び提供**  
検疫感染症に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、海外渡航者等に対して、**外国における感染症の発生病況や予防についての情報提供を実施。**
- 4 港湾衛生業務**  
海外で流行する検疫感染症等の国内への侵入と蔓延を防止するために、港湾や空港の衛生状態を良好に保つ必要がある。このため、**港湾や空港の衛生状態の調査、感染症を媒介するネズミ族や蚊族捕獲調査等を実施。**
- 5 輸入食品監視業務**  
「食品衛生法」に基づき、輸入食品等に起因する衛生上の危害を防止し、国民の食生活の安全性を確保する観点から、**輸入食品等の監視・指導を実施。**
- 6 検査業務**  
「検疫法」及び「食品衛生法」に基づく**理化学的検査及び微生物学的検査業務を実施。**

# 航空機及び船舶の検疫について

【航空機】



事前通報



航空会社



検疫所

発航地、到着  
予定時刻、病  
人の有無等の  
連絡



- ・ 質問票、サーモグラフィーを用いた健康状態の確認
- ・ ポスター等による注意喚起

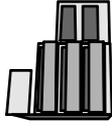
5



【船舶】

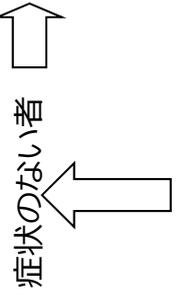


事前通報



船舶代理店等

検疫ブース



症状のない者

入国



(健康相談室)  
医師による相談・  
診察

有症者

検疫感染症の疑いのない者

感染症指定医療機関



検疫感染症患者等 隔離、停留

入国